

事業承継にお悩みの方はご相談ください

図長崎県事業承継・引き継ぎ支援センター(長崎商工会議所内) ☎095-895-7080



●受付時間…午前9時～午後5時
※平日(祝日・年末年始は除く)

「まだ元気が、当分やれる」と思っている、事業承継はすべての企業で必ず起こります。

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターは、事業承継に悩むすべての中小企業のさまざまな課題の解決を支援する公的な相談窓口です。

「後継者がいない」「第三者へ事業を引き継ぎたい」など、お悩みの方は一度ご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

家族の介護・生活のことで悩んでいませんか？

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

「家族の物忘れがひどくなってきた」「介護するのに疲れてきた」「どうにかしたいけど、どこに相談したらいいの？」など、家族の介護・生活のことで悩んでいませんか。



お気軽にご相談ください

地域には、介護や医療、生活に関するさまざまな制度、サービスがあります。家族の介護などでの心配や困りごとがある時は、一人で悩まず気軽にご相談ください。

●高齢者の介護や生活に関する相談

図南島原市地域包括支援センター本所 ☎84-2633
// サブセンター ☎61-1190

●介護予防・介護に関する相談

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651



南島原市地域包括支援センターHP

高齢者のためのサービスガイドブック「つなGO！」

高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるように、市内で利用できるさまざまなサービス情報や相談窓口を掲載した「高齢者のためのサービスガイドブックつなGO！」もあります。ぜひご利用ください。

南島原市 つなGO 🔍 検索

お待たせしました! MINAコインWチャンス



令和6年1月(1カ月間)のMINAコイン利用金額に応じて
500人に抽選でMINAポイントをプレゼント!

●月額累計5,000円以上お買い上げの人を対象に
450本(5,000P…15本/3,000P…60本/500P…375本)

さらに **Wチャンス!!** ●月額累計20,000円以上お買い上げの人を対象に
50本(20,000P…3本/10,000P…10本/1,000P…37本)

MINAコインでたくさんお買い物をしてポイントをゲットしよう!



市役所の窓口でMINAコインが使えるようになりました



図商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633

各支所および衛生センターの窓口でMINAコインでの支払いが可能になりました。



【対象となる手数料】

- 各支所
 - 住民票の写し
 - 印鑑登録証明書
 - 戸籍関係証明書
 - 税務関係証明書など
- 南有馬衛生センター
 - ごみ処理手数料

【注意事項】

- ・MINAポイントでの支払いはできません。
- ・市役所窓口でのMINAコインの現金チャージはできません。
- ・現金との併用はできません。
- ・領収書の発行はできませんので、「レシート」の発行となります。
- ・公金の支払いは各種キャンペーンの対象外となります。

低所得世帯支援給付金(追加給付分)を支給します

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

電気・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい
住民税非課税の世帯などに対して、1世帯あたり7万円の給付金を支給します。



市HP

①令和5年度 住民税非課税世帯

●支給対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)において、本市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和5年度分の住民税均等割非課税である世帯。

●支給手続き

- ・従来の「低所得世帯支援給付金(3万円)」を受給された世帯
 - ▶申請などの手続きは、必要ありません。
 - ※対象世帯には、順次郵送にてお知らせします。
- ・上記以外の世帯
 - ▶支給対象世帯には、1月中旬から「低所得世帯支援給付金支給要件確認書」を発送します。確認書が届いた人は、お早めに必要事項を記載の上、同封の返信用封筒にて提出してください。

②家計急変世帯

●支給対象となる世帯

左記①以外の世帯で、予期せず令和5年1月から12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する人全員が住民税非課税相当となる世帯。

●支給手続き

給付金の受給には**申請が必要**です。

①・② 共通

詳細は市ホームページをご確認ください。

- 受付期限…**3月15日(金)** ※期限を過ぎた場合、給付できませんのでお早めに提出してください。
- 注意事項
 - ・世帯の中に、令和5年6月2日以降に転入した人がいる場合、住民税非課税世帯であることの確認に時間を要しますので、確認書の発送が遅れる場合があります。
 - ・未申告者が世帯にいる場合、確認書は送付されません。申告を行い、本給付の対象世帯となった場合、給付の申請を行ってください。